

安全管理規程

《運輸安全マネジメント》



第1版

大成運送株式会社

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

規程本文	関連プロセスチャート等																								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程(以下『本規程』という)は、貨物自動車運送事業法(以下「法」という)の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規程は、当社の一般区域貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。</p> <p>(経営トップ)</p> <p>第3条 本規程における経営トップとは、社長及び役員を指す。</p> <p>(運輸安全マネジメントの文書体系)</p> <p>第4条 運輸安全マネジメントは、下図の文書体系にもとづいて実施する。</p> <div style="text-align: center;"> </div>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">NO</th> <th style="background-color: #cccccc;">関連プロセスチャート</th> <th style="background-color: #cccccc;">プロセス責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>方針・目標管理プロセスチャート</td> <td>安全統括管理者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運輸安全教育プロセスチャート</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安全情報管理プロセスチャート</td> <td>業務部長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>安全投資プロセスチャート</td> <td>経理部長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>是正処置プロセスチャート</td> <td>業務部長</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>事故予防プロセスチャート</td> <td>業務部長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>運輸安全内部監査プロセスチャート</td> <td>安全統括管理者</td> </tr> </tbody> </table>	NO	関連プロセスチャート	プロセス責任者	1	方針・目標管理プロセスチャート	安全統括管理者	2	運輸安全教育プロセスチャート	総務部長	3	安全情報管理プロセスチャート	業務部長	4	安全投資プロセスチャート	経理部長	5	是正処置プロセスチャート	業務部長	6	事故予防プロセスチャート	業務部長	7	運輸安全内部監査プロセスチャート	安全統括管理者	
NO	関連プロセスチャート	プロセス責任者																							
1	方針・目標管理プロセスチャート	安全統括管理者																							
2	運輸安全教育プロセスチャート	総務部長																							
3	安全情報管理プロセスチャート	業務部長																							
4	安全投資プロセスチャート	経理部長																							
5	是正処置プロセスチャート	業務部長																							
6	事故予防プロセスチャート	業務部長																							
7	運輸安全内部監査プロセスチャート	安全統括管理者																							

規程本文	関連プロセスチャート等
<p>(輸送の安全に関する重点施策)</p> <p>第7条 1. 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する、</p> <p>輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。</p> <p>輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。</p> <p>輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。</p> <p>輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。</p> <p>輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。</p> <p>2. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。</p>	<p>方針・目標管理プロセス</p> <p>安全投資プロセス</p> <p>運輸安全内部監査プロセス</p> <p>安全情報管理プロセス</p> <p>運輸安全教育プロセス</p>
<p>(輸送の安全に関する目標)</p>	
<p>第8条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。</p>	<p>方針・目標管理プロセス</p>
<p>(輸送の安全に関する計画)</p>	
<p>第9条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じ、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。</p>	<p>方針・目標管理プロセス</p>

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

規程本文	関連プロセスチャート等
<p>(経営トップの責務)</p> <p>第10条 1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。</p> <p>2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な処置を講じる。</p> <p>3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。</p> <p>4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。</p> <p>(社内組織)</p> <p>第11条 1. 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">安全統括管理者 運行管理者 整備管理者 その他必要な責任者</p> <p>2. 輸送の安全性を確保することを目的に安全衛生委員会を設置する。</p> <p>3. 安全衛生委員会は、ドライバーのグループリーダーは安全委員として参加する。安全衛生委員会で、毎回グループリーダーへの運輸安全教育を行う。</p> <p>4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。</p> <p>(安全統括管理者の選任及び解任)</p> <p>第12条 1. 取締役のうち、常務取締役を安全統括管理者として選任する。</p> <p>2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">国土交通大臣の解任命令が出されたとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>	<p>安全投資プロセス</p> <p>運輸安全内部監査プロセス</p> <p>組織図</p> <p>運輸安全教育プロセス</p>

規程本文	関連プロセスチャート等
<p>(安全統括管理者の責務)</p> <p>第13条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。</p> <p> 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。</p> <p> 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。</p> <p> 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。</p> <p> 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。</p> <p> 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。</p> <p> 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の処置を講じること。</p> <p> 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。</p> <p> 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な運輸安全教育又は研修を行うこと。</p> <p> その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。</p>	<p>方針・目標プロセス</p> <p>方針・目標プロセス</p> <p>報告連絡体制図</p> <p>運輸安全内部監査プロセス</p> <p>是正処置プロセス 事故防止プロセス</p> <p>運輸安全教育プロセス</p>

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

規程本文	関連プロセスチャート等
<p>(輸送の安全に関する重点施策の実施)</p> <p>第14条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。</p> <p>(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)</p> <p>第15条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。</p> <p>(事故、災害等に関する報告連絡体制)</p> <p>第16条 1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。</p> <p>2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部門等に速やかに伝達されるように努める。</p> <p>3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。</p> <p>4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。</p> <p>(輸送の安全に関する運輸安全教育及び研修)</p> <p>第17条 第8条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための運輸安全教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。</p>	<p>方針・目標管理プロセス</p> <p>安全情報管理プロセス</p> <p>報告連絡体制図 トラック事故対応マニュアル 事故報告書作成規定</p> <p>運輸安全教育プロセス</p>

規程本文	関連プロセスチャート等
<p>(輸送の安全に関する内部監査)</p> <p>第18条 1. 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、毎月、適切な日にちを定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。</p> <p>2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処置又は予防処置を講じる。</p>	<p>運輸安全内部監査プロセス</p>
<p>(輸送の安全に関する業務の改善)</p> <p>第19条 1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する親告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正処置又は予防処置を講じる。</p> <p>2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための処置を講じる。</p>	<p>是正処置プロセス 事故防止プロセス</p> <p>安全投資プロセス</p>

